

# 学校司書の著作権保護意識

—第 24 回「沖縄県小中学校司書研究大会」講演 アンケート調査結果より—

山口 真也

## 1. 調査・研究の目的

人類の知的生産物であるさまざまな表現物（＝著作物）を取り扱う図書館にとって、「著作権法」は特に重視しなければならない法律の一つである。このことは学校図書館もまた同様であり、業務を担当する学校図書館員（学校司書）は、著作権法と学校図書館の関わりを意識しながら、日々の活動に従事しなければならない。

沖縄県の学校図書館と著作権法の関わりは、他府県とは少し異なっている。全国に先駆けて、専任職員を全県的に配置してきた沖縄県の学校図書館では、本土の無人図書館とは違い、お話し会や読み聞かせ、展示物や配布物、大型紙芝居の作成など、様々な活動が盛んに行われている。そして、これらの取り組みにおいて利用する絵本やアニメキャラクター等にも著作権は存在している。つまり、沖縄県の学校図書館は、その活動が盛んであるからこそ、著作権法の理解において、悩みも多いと考えられるのである。

筆者は、2005年7月28日に、沖縄県女性総合センターでいるにおいて開催された「第24回沖縄県小中学校司書研究大会」の中で、「著作権保護からみる学校司書の資質向上」と題した講演会を行った。本講演は、日常的な活動の中で著作権保護について疑問に感じていることを質問として事前に受け付け、回答するという形で進めた。さらに、終了後には、講演にて取り上げた問題について、どの程度理解していたか、ということを確認するためのアンケート調査も実施している<sup>1</sup>。本稿では、その結果を手が

かりに、沖縄県の学校図書館における著作権保護の現状と今後の課題をまとめてみたい。

## 2. 学校図書館における著作権保護状況

### 2.1 著作権法 31 条・35 条に対する理解

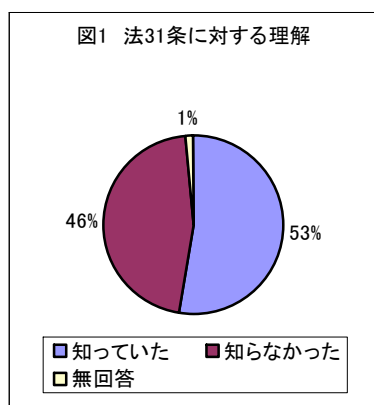
著作権法 31 条によると、いくつかの条件を満たす場合には、図書館員が、著作者に許諾をとることなく、利用者に複写物を提供してもよいと記されている。しかし、ここで言う「図書館」には、残念ながら、学校図書館は含まれていない。よって、学校図書館では、利用者サービスとして、図書館員が所蔵資料のコピーを提供することは、許諾なしにはできないということになる。ところが、著作権法 35 条では、「学校その他の教育機関」における（無許諾での）複製を許可しており、学校図書館における複製行為もまたこの適用を受けると解釈されている。一見、31 条と矛盾するように思われるのだが、35 条では、①複製する主体が授業を担当している者、または授業を受けている者であること、②授業の過程における使用を目的とすること、③必要と認められる限度内で複製すること、といったいくつかの条件を満たす場合にのみ、著作物を複製することが認められている。学校図書館資料を学内で複製することは禁止されていないが、複製の主体はあくまでも授業を担当する教員、もしくは学習者であり、複製する目的はあくまでも「授業」（カリキュラムに時間が設定されているもの）に限定されているため、やはり、公共図書館のように、司書自身が、利用者サービスとして、授業とは無関係に複写物を提供することはできないということになる。

このように、著作権法 31 条と 35 条の関係は

<sup>1</sup> 回答数 145、回収率約 50%、うち小学校 86、中学校 40、小中併設又は小中兼務 5、無回答 14

かなり複雑である。学校司書はどの程度、この条文を理解しているのだろうか。

まず著作権法 31 条に対する理解度をみてみよう。右図から分かるように、アンケート回答者 145 名中、利用



者サービスとして複写物を学校司書が提供してはならないことを「知っていた」と回答した学校司書は76名、全体の52%にとどまっている。一方、割合は小さいものの、11名の学校司書が、「授業以外の目的で、図書館資料をコピーして利用者に提供している」という選択肢に丸をつけており、著作権法 35 条の理解度も十分ではないことが分かる(右表 1 の①)。

アンケート調査では、この他にも、学校図書館内へのコピー機の設置状況も確認しているが、公共図書館とは異なり、多くの小中学校の図書館には利用者用のコピー機が設置されていない(設置校は8校のみ)。著作権法 31 条や 35 条への理解度が不十分な理由としては、実際に学校図書館内で複写サービスを行っていないため、著作権法に対して日常的に意識することは少ないということがあるのかもしれない。しかしながら、総合学習の導入によって、近年、児童生徒、あるいは教員の図書館利用形態に大きな変化がみられるようになってきている。こうした中で、学校図書館にコピー機を導入しようという動きが現れることも十分に考えられるのではないかと。そうした場合に著作物の利用方法を誤らないようにするためにも、サービスの有無に関わらず、著作権法に対する関心を、学校司書 1 人 1 人が持つ必要があるだろう。

## 2.2 図書館サービスと著作権法の関わりへの理解

学校図書館と著作権法の関わりは、複写サービス以外にも数多く存在する。アンケート調査では、日々の活動における著作権保護の状況について、以下の 8 つの点を確認している。

表 1 著作権保護(侵害)の状況 (複数回答可)

①授業以外の目的で図書館資料のコピーを提供	11
②資料保存のための所蔵資料のコピー	18
③絵本をスキャン、大型紙芝居を作り、上映	52
④掲示物・配布物に有名キャラクターを使用	63
⑤掲示物・配布物に詩や短歌の全文掲載	96
⑥図書館だよりに新刊カバー掲載	30
⑦人気映画作品の上映会の実施	9
⑧授業とは無関係に、映像資料を貸出	3

表 1 に挙げた項目は、学校図書館において日常的に取り組まれている(と考えられる)活動である。講演前に集めた質問では、これらの活動が著作権法に抵触しないかどうか、という疑問が多く寄せられていた。アンケートでは、著作者による許諾の有無については確認していないが、仮に著作者の許諾を得ずに行っているとすれば、その多くが著作権侵害行為となってしまう。

著作権侵害行為は、「親告罪」と呼ばれる犯罪の種類に区別される。親告罪とは、被害者などによる告訴・告発・請求が公訴の提起に必要とされる犯罪である。著作権法違反の場合にも、被害者である著作者の訴えがなければ、有名キャラクターなどを掲示物や配布物に使用していても、すぐに取り締まりの対象になるわけではない。また、学校図書館活動において著作物が無断で使用されるとしても、著作者が学校図書館を相手に訴訟を起こすということは実際にはほとんどないと考えられる。こうした前提に立てば、学校図書館現場において、配布物や掲示

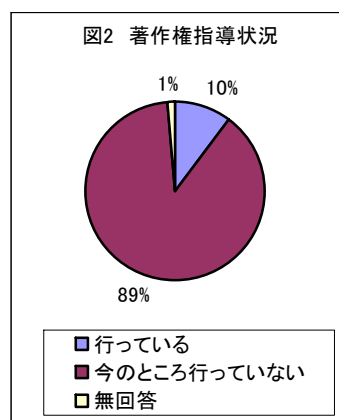
物に、著作物を無断使用することが「許容範囲」と解釈される可能性も否定できない。あるいは、著作権法違反であることを知りつつも、著作物を利用することのメリットが優先されてしまうという状況も、実際にはあるのではないかと。

しかし、ここで注意しなければならないことは、学校図書館が、学校教育機関の内部に設置され、かつ、子どもたちを相手にサービスを行っているということである。そして、子どもたちが生活する場は、「デジタルネットワーク社会」へとすでに突入していることも忘れてはならないはずである。子どもたちが日常的に利用する空間において、掲示物や配布物に有名なキャラクターが使用されているような状況があるとすれば、子どもたちは果たして、著作権保護に対する正しい認識、理解を持つことができるのだろうか。例えば、学校の配布物に有名なキャラクターが掲載されていれば、子どもたちもまた、自作の Web サイトにキャラクターを無断で掲載することを特に違法なことだとは考えなくなるだろう。

このことは反対に言えば、学校図書館という空間が、子どもたちにとって、身近に著作権保護の意義を考え、他人の権利を守ることを学習するための重要な場所となりうるということでもある。学校司書は、著作物を取り扱う手本の立場にあるということを常に意識しながら、率先して著作権法を学び、権利保護を実践していかなければならないと考えられる。

### 2.3 著作権保護に関する指導状況

以上のように、学校図書館は子どもたちが著作権保護の理念を学んでいく場としての機能を期待されている。しかし、日常的な活動を通じて著作権保護の必要性をアピールすることだけが、専門性を持つ学校司書の仕事ではない。子どもたちは学校図書館において、著作物を様々な方法で利用している。そうした場面において、



適切な助言を与えることで、学校司書は「著作権指導」に関する役割も果たすことができるのである。今回のアンケート調査で

は、「著作権保護の重要性を理解させるために、児童生徒に対して、どのような指導を行っていますか」という質問も行っている。右図から分かるように、「行っている」と回答した学校司書は15名、全体の1割程度であり、著作権指導に対する取り組みはまだまだ盛んではない様子が分かる。

指導内容は自由記入としたが、「引用と無転載の違い、つぎはぎ状態の安易な引用でレポートをまとめない等を指導」「資料を丸写ししない、出典を記入することを伝える」など、調べ学習の際の引用や出典の明記に関する指導が大半を占めている。これに関連して、学内にコピー機が設置されている学校では、「司書自身がコピーできないことを告げる」「コピーを希望する児童に対して著作権法の存在と内容、コピーの際に気をつけることを紹介」といった回答がみられた。学校図書館でのコピーが学習目的でなければならないことを考えれば、「調べ学習」や総合学習が、著作権指導におけるよい機会になっていることが分かるだろう。

一方、著作権指導を行っているという回答の中には、「引用した文献の書誌情報、出典を明らかにするように助言するが、行き届かないことが多々ある」という意見も確認された。とすれば、著作権指導については、学校司書1人が取り組むだけでなく、司書教諭をはじめとして、他の教員との連携もまた重要となるだろう。あ

る中学校司書からは、「今年から技術の先生と協力して、著作権についての学習の取り組みを行おうと試みている」という回答があった。「技術家庭」の学習指導要領の中には、1箇所だけではあるが、「情報モラル(教育)」という用語が記されており<sup>2</sup>、著作権保護についての指導を取り入れることは決して不可能ではない。近年では、小学校での著作権指導の事例も報告されるようになってきている<sup>3</sup>。子どもたちの著作権保護意識が高まるように、学校司書からの積極的な働きかけを期待したい。

### 3. 今後の課題

上述のように、沖縄県は小中学校に専任の職員を配置してきた数少ない自治体である。しかしながら、2003年度からの司書教諭配置に伴い、沖縄県内でも、学校司書の引き揚げや非常勤職員への切り替え、さらには非常勤職員の勤務時間短縮といった動きが確認されている。筆者は、こうした厳しい状況だからこそ、学校司書1人1人がその雇用身分に関わらず、専門性を発揮していかなければならないと考えている。そして、学校司書の専門性を発揮する場の一つが、著作権保護への取り組みにあるのではないかと考えている。

もちろん、沖縄県の学校司書の専門性は、これまで、学習指導や読書指導など、様々な場面で発揮されてきただろう。しかし、著作権保護という面においては、まだまだ「守らなくてもよい」「あまり厳密に考えると、学校図書館活動が不自由になる」という意識で捉えられているようにも思われる。しかしながら、著作権法は刑法のように禁止事項を並べた法律ではない。

法律を遵守することと、学校図書館活動が不自由になることはイコールではないのである。専門職が専門職である所以の一つは、技術を向上させることだけでなく、その職務に関するモラルとルールを知り、日常業務の中で実践していくことにあるはずである。

著作権法は著作者の権利保護と文化の公正利用を前提とした権利制限という二つの構造を持つため、かなり複雑な内容となっている。さらに言えば、多くが法律の専門家ではない図書館員にとっては、一つ一つの事例について、その背後にある様々な状況をケースバイケースで解釈するのは大変な労力を要する。筆者自身もまた、著作権法の専門家ではないため、事前に頂いた全ての質問に回答することはできなかった。学校司書の皆様と勉強会などを開催し、今後、知識を深めていきたいと考えている。

**謝辞** 今回のアンケート調査では、多くの学校司書の皆様にご協力いただきました。この場を借りてお礼申し上げます。(2005年10月1日)

---

やまぐち しんや：沖縄国際大学

---

<sup>2</sup> 技術分野の指導内容として「情報化が社会や生活に及ぼす影響を知り、情報モラルの必要性について考えること」が挙げられている。

<sup>3</sup> 熊谷一之著「司書教諭として行う著作権指導」『学校図書館』2005.9, p27-29